

区分	種目		基準額	対象者				耐用年数	性能	特記事項						その他		
				内訳	等級又は程度	要件	意見書			年齢要件	施設	入院	介護優先	個人	複数		分割	
介護・訓練支援用具	特殊寝台		162,800円	下肢・体幹	1級・2級	-	-	学齢児以上	8年	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	-	-	○	○	-	-	訓練用ベッドとの併給不可。	
				難病	-	寝たきりの状態にある難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○											
	特殊マット		45,000円	愛の手帳	1度・2度	-	-	3歳以上	3年	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等を加工したもの。	-	-	○	○	-	-	訓練用ベッドとの併給不可。	
				難病	-	寝たきりの状態にある難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○											
				下肢・体幹	1級・2級	-	-											3歳以上 18歳未満
					1級													
	特殊尿器		154,500円	下肢・体幹	1級	常時介護を要すること及びこの用具が必要であることが、医師により認められた者	○	学齢児以上	5年	尿または便が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	-	-	○	-	-	-	紙おむつ(10,500円／月)との併給不可。	
				難病	-	自力で排尿できない難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者												
	入浴担架		洋式	82,400円	下肢・体幹	1級・2級	入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者	-	3歳以上	5年	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。(洋式)は仰臥位のまま使用するもの、(和式)はリクライニング機能付のもの。	-	-	○	-	-	-	-
			和式	133,900円														
体位変換器		15,000円	下肢・体幹	1級・2級	下着交換等にあたって、家族等他人の介護を必要とする者	-	学齢児以上	5年	介護者が、障害者の体位を変換させるにあたって容易に使用し得るもの。	-	-	○	-	-	-	-	-	
			難病	-	寝たきりの状態にある難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○												
移動用リフト		257,500円	下肢・体幹	1級・2級	-	-	3歳以上	4年	床走行式、固定型を問わず用具として認めるが、障害者を移動させるに当たって、介護者の使用が容易であり安全性に配慮されたもの。(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	-	-	○	-	-	-	-		
			難病	-	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○												

区分	種目	基準額	対象者					耐用年数	性能	特記事項						その他	
			内訳	等級又は程度	要件	意見書	年齢要件			施設	入院	介護優先	個人	複数	分割		
介護・訓練支援用具	訓練いす	33,100円	下肢・体幹	1級・2級	-	-	3歳以上18歳未満	5年	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	-	-	-	○	-	-	-	
	訓練用ベッド	159,200円	難病	-	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○	学齢児以上	8年	特殊寝台、特殊マット、その他の障害者等の身体介護を支援する用具で、障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	○	○	○	-	特殊寝台及び特殊マットとの併給不可。	
	簡易浴槽	50,200円	下肢・体幹	1級・2級	-	-	学齢児以上	8年	空気式又は折りたたみ式で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。	-	-	○	-	-	-	-	
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000円	下肢・体幹	-	入浴に介助を必要とする者	-	3歳以上	8年	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	-	-	○	-	-	○	-	
			難病		入浴に介助を必要とする難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○											
	便器	16,500円	下肢・体幹	1級・2級	-	-	学齢児以上	8年	手すりのついた腰かけ式のもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	-	-	○	-	-	-	紙おむつ(10,500円／月)との併給不可。	
			難病	-	常時介護を要する難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○											
	頭部保護帽	37,852円	愛の手帳	-	てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	-	-	3年	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	○	○	-	○	-	-	-	耐用年数内の再給付については、医師の意見書が必要。
			身体障害者手帳		転倒等により頭部を強打する恐れのある者で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○											
	歩行補助つえ(T字つえ)	4,410円	下肢・体幹・内部	-	歩行補助つえの使用により歩行機能を補うことが可能な者	-	-	3年	障害者が容易に使用し得るもの。	○	○	-	○	-	-	-	-
移動・移乗支援用具	60,000円	平衡・下肢・体幹	-	家庭内の移動等において介助を必要とする者	-	3歳以上	8年	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	-	-	○	-	-	○	-		
		難病		下肢が不自由な難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○												
特殊便器	70,000円	愛の手帳	1度・2度	自力での排便の処理が困難な者	-	学齢児以上	8年	障害者及び介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	-	-	-	-	-	-	-	紙おむつ(10,500円／月)との併給不可。	
		上肢	1級・2級	-													
		難病	-	上肢機能に障害のある難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○												

区分	種目	基準額	対象者					耐用 年数	性能	特記事項						その他	
			内訳	等級又は程度	要件	意見書	年齢要件			施設	入院	介護 優先	個人	複数	分割		
自立生活支援用具	火災警報器	15,500円／台 (2台まで可)	愛の手帳	1度・2度	火災発生の感知及び避難が著しく困難であり、かつ、独居又はこれに準ずる世帯[備考1]の者	-	-	8年	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。(特殊法人日本消防検定協会の検定ラベル又は鑑定ラベルの貼付がなされているものが望ましい。) 警報ブザーを室外にも設置すること。	-	-	-	-	-	-	-	
	自動消火装置	28,700円	愛の手帳	1度・2度	火災発生の感知及び避難が著しく困難であり、かつ、独居又はこれに準ずる世帯[備考1]の者	-	-	8年	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。(財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会の認定ラベルの貼付がなされているものが望ましい。)	-	-	-	-	-	-	-	
			身体障害者手帳	1級・2級													
			難病	-	火災発生の感知及び避難が著しく困難であり、かつ、独居又はこれに準ずる世帯[備考1]の難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○											
	電磁調理器	15,000円	愛の手帳	1度・2度	-	-	18歳以上	6年	障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	-	-	-
			視覚・上肢	1級・2級	独居の者又はこれに準ずる世帯[備考1]の者												
			下肢・体幹	1級													
	屋内信号装置	87,400円	聴覚	2級	独居の者又はこれに準ずる世帯[備考1]の者	-	18歳以上	10年	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	-	-	-	-	○	-	-	-
フラッシュベル	12,400円	聴覚	2級・3級	-	-	学齢児以上	10年	障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	
		音声言語	3級														
音響案内装置	51,000円	視覚	1級	-	-	学齢児以上	10年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。送信機は「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと。	-	-	-	-	-	-	-	-	
ガス安全システム	42,200円	身体障害者手帳	-	喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失し、かつ、独居の者又はこれに準ずる世帯[備考1]の者	-	18歳以上	8年	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	
		下肢・体幹	1級	独居の者又はこれに準ずる世帯[備考1]の者													

区分	種目	基準額	対象者						耐用 年数	性能	特記事項						その他
			内訳	等級又は程度	要件	意見書	年齢要件	施設			入院	介護 優先	個人	複数	分割		
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	72,100円	身体障害者手帳	-	人工透析を必要とする者（自己連続携行式腹膜灌流療法に限る。）であることを、医師により証明された者	△	3歳以上	5年	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの。	-	-	-	-	-	-	-	
	音声式体温計	9,000円	視覚	1級・2級	独居の者又はこれに準ずる世帯〔備考1〕の者	-	学齢児以上	5年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	-	-	
	音声式体重計	18,000円	視覚	1級・2級	独居の者又はこれに準ずる世帯〔備考1〕の者	-	18歳以上	5年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	-	-	
	ネブライザー （吸入器）	39,600円	呼吸器	1級・3級	-	-	-	5年	障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	-	-	
			身体障害者手帳	-	この用具が必要であることが、医師により認められた者	○											
			難病	-	呼吸器機能に障害のある難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○											
	電気式たん吸引器	62,040円	呼吸器	1級・3級	-	-	-	5年	障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	-	-	
			身体障害者手帳	-	この用具が必要であることが、医師により認められた者	○											
			難病	-	呼吸器機能に障害のある難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○											
	動脈血中酸素 飽和測定器 （パルスオキシメーター）	50,000円	呼吸器	-	人工呼吸器の装着を必要とする者	-	-	5年	障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	-	-	
身体障害者手帳		この用具が必要であることが、医師により認められた者	○														
157,500円		難病	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者		○	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、容易に使用し得るもの。											
空気清浄器	20,000円	呼吸器	1級・3級	-	-	18歳以上	6年	障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	-	-		
ルームクーラー	100,000円	身体障害者手帳	-	頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した者で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○	18歳以上	6年	障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	-	-		

区分	種目		基準額	対象者				耐用 年数	性能	特記事項						その他	
				内訳	等級又は程度	要件	意見書			年齢要件	施設	入院	介護 優先	個人	複数		分割
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具		100,000円	視覚・上肢	1級・2級	パソコン・タブレット端末の使用により、社会参加が見込まれる者	-	-	6年	パソコン及びタブレット端末の操作等を容易にする周辺機器やパソコン用ソフトで、障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	○	-
	点字器		10,712円	視覚	1級～6級	-	-	-	5年	障害者が容易に使用し得るもの。	○	○	-	○	-	-	-
	点字タイプライター		63,100円	視覚	1級・2級	就労若しくは就学している、又は就労が見込まれている者	-	-	5年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	-	-
	点字ディスプレイ		289,000円	視覚	1級・2級	-	-	18歳以上	6年	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの。	-	-	-	○	-	-	-
	腕時計	触腕式	11,330円	視覚	1級・2級	-	-	学齢児以上	10年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	○	-	-	-
		音声式	14,630円														
音声式置時計		8,500円	視覚	1級・2級	-	-	学齢児以上	10年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	○	-	-	-	

区分	種目	基準額	対象者					耐用 年数	性能	特記事項						その他
			内訳	等級又は程度	要件	意見書	年齢要件			施設	入院	介護 優先	個人	複数	分割	
居宅生活動作補助用具	小規模改修	200,000円	下肢・体幹	1級～3級	-	-	学齢児以上 65歳未満	原則1 回のみ	障害者の移動等を円滑にする居宅生活動作補助用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもののうち次に掲げるもの。 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他①から⑤に付帯して必要となる住宅改修	-	-	○	-	-	-	新築又は増築工事において増築家屋に併せて実施する場合は給付対象外。 設置工事のみの場合は原則給付対象外。 性能に規定する⑤のうち、特殊便器への取替えの対象は、上肢機能障害2級以上の者。
			内部	-	補装具として車いすの交付を受けた内部障害者											
			難病	-	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、この用具等が必要であることが、医師により認められた者	○										
	中規模改修	641,000円	下肢・体幹	1級・2級	-	-	学齢児以上 65歳未満	原則1 回のみ	①浴槽・流し台の取替え。 ②玄関等の床段差解消機の設置。 ③小規模改修の対象となる居宅生活動作補助用具で、小規模改修の給付を受けてもなお不足するもの。	-	-	-	-	-	-	新築又は増築工事において増築家屋に併せて実施する場合は給付対象外。 設置工事のみの場合は原則給付対象外。 介護保険法に基づく住宅改修費の支給対象者が、介護保険法の住宅改修を行う場合で、その支給を受けてもなお不足する場合、併給を認める。
			内部	-	補装具として車いすの交付を受けた内部障害者											
	屋内移動設備	(機器本体及び付属器具) 979,000円	上肢・下肢・体幹	1級	歩行ができない状態の者	-	-	原則1 回のみ	次に掲げるいずれかの用具。 ①天井リフト ②階段昇降機	-	-	-	-	-	-	新築又は増築工事において実施する場合も給付対象。
			内部	-	歩行ができない状態で、補装具として車いすの交付を受けた内部障害者											
		(設置費) 353,000円	上肢・下肢・体幹	1級	歩行ができない状態の者	-	-	原則1 回のみ	屋内移動設備(機器本体及び付属器具)の設置費。	-	-	-	-	-	-	新築又は増築工事において実施する場合も給付対象。
			内部	-	歩行ができない状態で、補装具として車いすの交付を受けた内部障害者											

[備考]
 1 この要綱で「独居に準ずる世帯の者」とは、次のいずれかに該当する世帯に属する者をいう。
 ①障害者本人を除く世帯員全員がア～ウのいずれかに該当する者
 ア 学齢児以下
 イ 75歳以上
 ウ 希望する種目の対象者欄に記載されている障害状況と同程度の障害がある者
 ②障害者本人が週5日にわたり日中8時間以上単身となる者
 ③週5日にわたり日中8時間以上障害者本人と①の者のみ住居に居住する状態となる者

2 意見書の欄に「○」が付されている種目については、当該要件を満たすことを「日常生活用具給付に係る意見書」により確認できること。
 意見書の欄に「△」が付されている種目については、当該要件を満たすことを医師の証明により確認できること。

3 特記事項については、以下に規定するとおり。
 (1) 施設:第4条第2項第2号関係
 (2) 入院:第4条第2項第2号関係
 (3) 介護優先:第4条第6項関係
 (4) 個人:第6条第4項関係
 (5) 複数:第6条第5項関係
 (6) 分割:第6条第6項関係